

令和6年中の大阪府内の検挙状況等

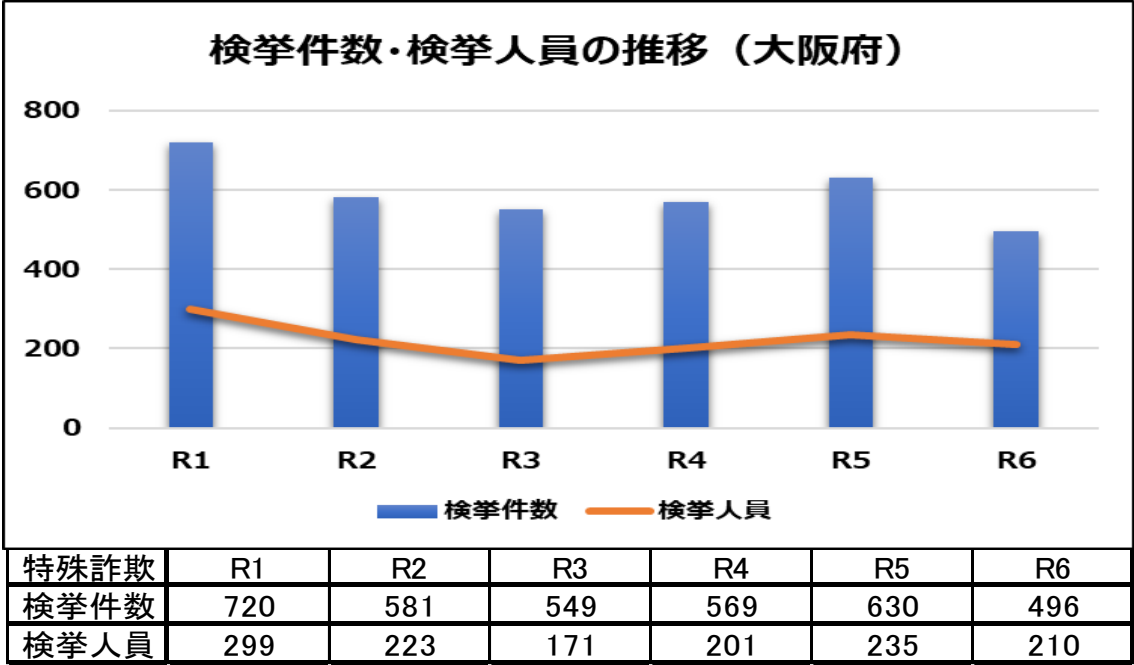
1 令和6年中の大阪重点犯罪検挙状況

		刑法犯総数	性犯罪				自動車関連犯罪			特殊詐欺
			不同意性交等	不同意わいせつ	公然わいせつ	痴漢	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい	
令和6年中	認知件数	81,403	388	841	329		417	3,064	2,504	2,644
	検挙件数	21,347	273	620	249	156	96	722	489	496
	検挙人員	15,991	252	482	232	147	48	215	92	210

- ※ この表の認知件数は刑法犯の認知件数から各罪種・手口を表示している。
- ※ 痴漢は刑法犯ではなく大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第 6 条第 2 項第 1 号違反（特別法犯）であるため認知件数はない。

2 大阪府内の特殊詐欺及び助長犯罪の検挙件数・検挙人員の推移

(1) 大阪府内の検挙件数・検挙人員の推移

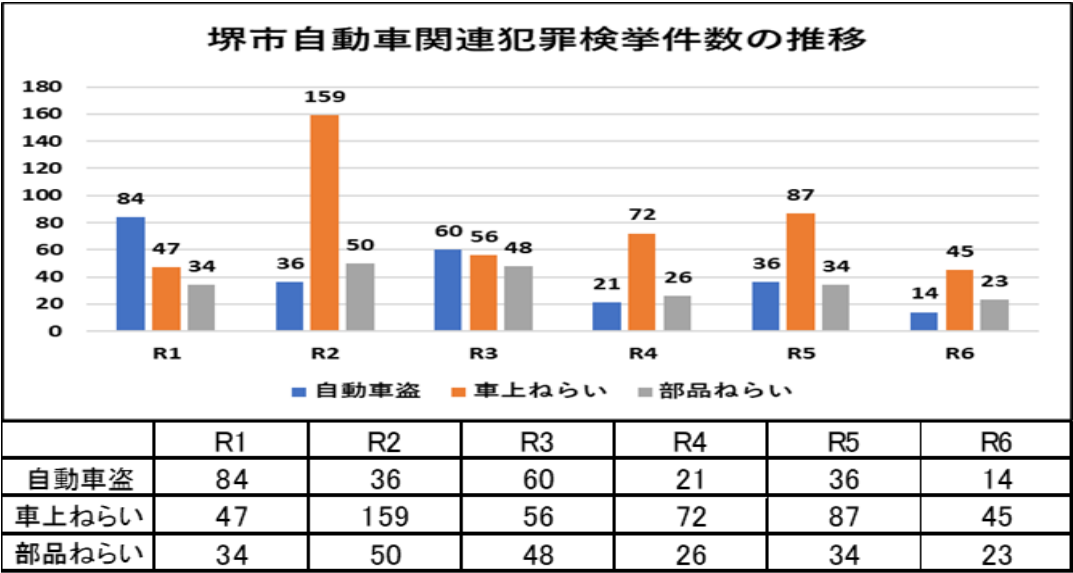


(2) 大阪府内の助長犯罪検挙状況

助長犯罪	令和6年中		令和5年中		増減	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
合計	508	417	381	311	127	106
口座詐欺	47	32	26	17	21	15
犯罪収益移転防止法違反	413	361	302	275	111	86
携帯電話詐欺	11	12	16	11	-5	1
携帯電話不正利用	0	0	2	0	-2	0
盗品等	0	0	0	0	0	0
組織犯罪対策処罰法違反	37	12	35	8	2	4

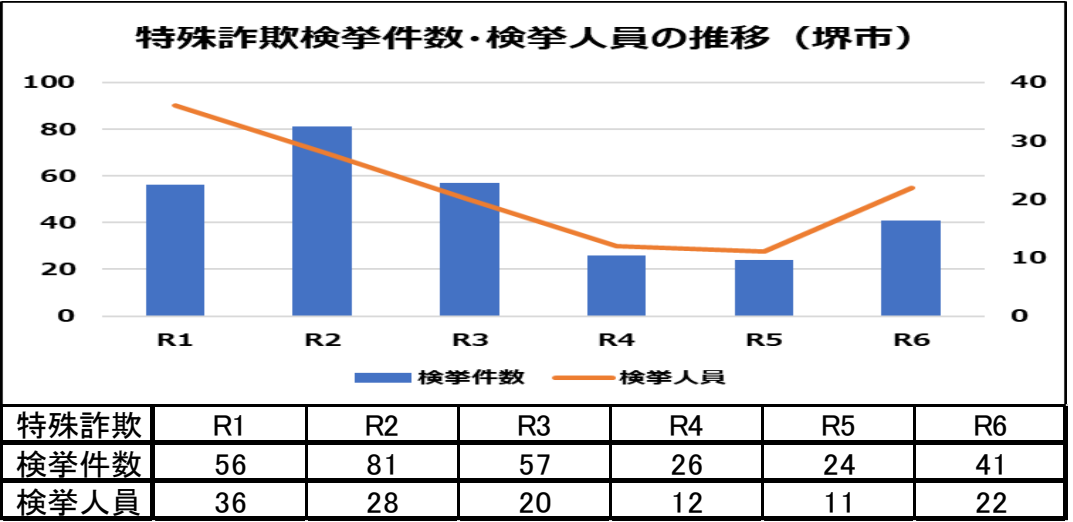
- (注意) 助長犯罪とは、特殊詐欺の犯行を助長する犯罪である。
- ・ 犯罪収益移転防止法とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を指す。
 - ・ 携帯電話詐欺とは、携帯音声通信事業者から携帯電話端末等を詐取する手口を指す。
 - ・ 携帯電話不正利用防止法とは、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」を指す
 - ・ 組織犯罪対策処罰法とは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪利益の規制等に関する法律」を指す。

3 堺市内の自動車関連犯罪検挙件数の推移



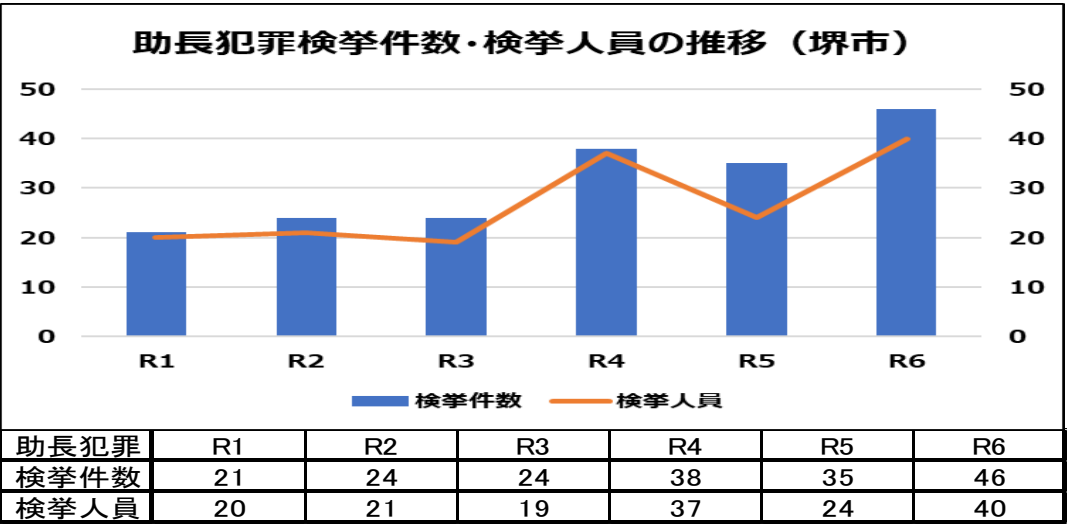
4 堺市内の特殊詐欺等検挙件数・検挙人員の推移

(1) 堺市の検挙件数・検挙人員の推移



※ 黒山署管轄の大阪狭山市発生分を含む。

(2) 堺市内の助長犯罪検挙状況



※ 黒山署管轄の大阪狭山市発生分を含む。

助長犯罪とは、特殊詐欺の犯行を助長する犯罪である。